

【シンガポール】電子取引法の改正

海外立法情報課 日野 智豪

* 2021年2月25日、電子取引（改正）法が成立した。同法は、貿易プロセスの迅速化及び資源・費用の削減を目的に、電子船荷証券の作成・利用を紙ベースと同等に認めるものである。

1 2010年電子取引法

2010年6月10日、安全な電子取引、特に電子商取引の実施のため、必要な法的基盤及びビジネスインフラを整備する電子取引法¹（以下「2010年法」）が成立した（同年7月1日施行）。2010年法は、電子署名及び電子取引を義務付けるものではなく、当事者が電子取引を選択した場合、その使用を促進するものであり（当事者自治の原則）、同法が適用されない電子取引として、①遺言書の作成又は執行、②権利書、為替手形、約束手形、船荷証券、倉庫証券等の文書又は証書、③委任状の作成、実行等、④不動産の売却、処分等、⑤不動産の譲渡又は不動産上の権利の移転を挙げている（第1附則）。

2 電子取引法の改正

2010年法は、有価証券等一部の文書等の適用除外を規定しているが、2017年7月13日、国連国際貿易法委員会（UNCITRAL）²が採択した「電子的移転可能記録（electronic transferable records）に関する UNCITRAL モデル法」³（以下「モデル法」）は、国際貿易の重要書類である電子船荷証券等の移転可能文書又は証書の作成・利用を認めている⁴。シンガポールは、バーレーン、アラブ首長国連邦と共にモデル法を採用しており、それに即した電子取引改正法案が、2021年1月4日、シンガポール議会に提出された。法案は同年2月1日に可決され、同月25日、ハリマ・ヤコブ（Halimah Yacob）大統領の署名を経て、「電子取引（改正）法」⁵が成立し（改正規定は全10か条）、同年3月12日に公布され、同月19日に施行された。この改正により、貿易プロセスが迅速化され、貿易にかかる資源・費用が削減されることが見込まれる。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月12日である。

¹ Electronic Transactions Act 2010 (No. 16 of 2010). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/16-2010/Published/20111231170000?DocDate=20111231170000>>

² 1966年12月17日、国連総会決議第2205号に基づいて創設された、国際商取引法分野で中心的な役割を担う法的機関である。UNCITRALは、国際貿易法の調和及び近代化を推進するという使命の下、条約、モデル法、ガイドライン等を策定し、その採用を促進する。UNCITRAL website <<https://uncitral.un.org/en/content/homepage>>; <<https://uncitral.un.org/en/about>> シンガポールは、2013年に構成国となった。

³ UNCITRAL Model Law on Electronic Transferable Records. <https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/mletr_ebook_e.pdf> 「電子的移転可能記録に関する UNCITRAL モデル法」は、第1章：一般規定（第1条～第7条）、第2章：機能的同等性に関する規定（第8条～第11条）、第3章：電子的移転可能記録の使用（第12条～第18条）、第4章：電子的移転可能記録の国境を越えた認定（第19条）の全4章19か条から成る。なお、モデル法とは、条文形式で作成され、各国が同じ内容の国内法を整備することで、結果として採用国間で法的なルールが調和していくというものであり、立法のためのモデルと捉えられている。小出篤「国連国際商取引法委員会におけるアイデンティティ・マネジメントおよびトラストサービスに関する検討の動向」（2019年6月17日講演）一般財団法人日本データ通信協会ウェブサイト <<https://www.dekyo.or.jp/info/2019/12/security/19557/>>

⁴ “The Electronic Transactions Act (Cap. 88),” Infocomm Media Development Authority website <<https://www.imda.gov.sg/regulations-and-licensing-listing/electronic-transactions-act-and-regulations>>

⁵ Electronic Transactions (Amendment) Act 2021 (No. 5 of 2021). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/5-2021/Published/20210312?DocDate=20210312>>

3 電子取引（改正）法の主な内容

(1) 電子取引の適用範囲の変更（改正法第8条）

モデル法の採用に関連して、2010年法の第1附則が改正され、これまで適用外とされていた船荷証券等の電子取引が可能となった。

(2) 第2A章「電子的移転可能記録」の挿入（改正法第6条）

改正法では、2010年法の第2章と第3章の間に、モデル法に即した電子的移転可能記録について規定した第2A章「電子的移転可能記録（19か条）」が挿入された。これにより、改正後の電子取引法は、第1章：序文（第1条～第5条）、第2章：電子記録、署名及び契約（第6条～第16条）、第2A章：電子的移転可能記録（第16A条～第16S条）、第3章：安全な電子記録及び署名（第17条～第19条）、第4章：特定の安全処置及び特定の安全処置提供者の規制（第20条～第24条）、第5章：公共機関による電子記録及び署名の使用（第25条）、第6章：ネットワークサービス提供者の責任（第26条）、第7章：一般規定（第27条～第39条）の全8章58か条及び附則4編の構成となった。第2A章の主な内容は次のとおりである。

- ① **移転可能な文書又は証書の定義**：紙ベースの文書又は証書を指し、それらを所有する者が書面に提示された義務の履行を請求する権利及び書面の移転により、その書面に示された義務履行の権利を移転させる権利を有するものとされ、(a)為替手形、(b)約束手形、(c)船荷証券が含まれる（第16A条）。
- ② **当事者自治の原則**：2010年法の当事者自治の原則が踏襲される。第2A章のいかなる規定も、個人の同意なしに電子的移転可能記録を使用することを要求しない（第16D条）。
- ③ **機能的同等性の原則**：紙ベースの移転可能文書又は証書と機能的に同等であるとされるための要件が規定される。電子的移転可能記録は、(a)移転可能な文書又は証書に含まれていることが要求されている情報が盛り込まれていること、(b)信頼できる方法、すなわちその電子記録を、電子的移転可能記録を構成する電子記録と特定すること、有効性が失われるまで管理対象とすることができること、その電子記録が完全に変更されないこと等を満たしていることをもって、移転可能な文書又は証書（紙ベースの文書又は証書）と同等であるとみなされる（第16H条）。
- ④ **媒体の変更可能要件**：全ての UNCITRAL 構成国がモデル法を採用しているわけではないことから、(a)移転可能な文書又は証書から電子的移転可能記録への媒体の変更、(b)電子的移転可能記録から移転可能な文書又は証書への媒体の変更を可能とする要件が規定される。移転可能な文書又は証書に含まれる全ての情報が、それらに代わる電子的移転可能記録において正確に再現され、かつ電子的移転可能記録に媒体の変更を示す文言が挿入されている場合、電子的移転可能記録が移転可能な文書又は証書に代わることができる（第16M条）。また、電子的移転可能記録に含まれる全ての情報が、それらに代わる移転可能な文書又は証書において正確に再現され、かつ移転可能な文書又は証書に媒体の変更を示す文言が挿入されている場合、移転可能な文書又は証書が電子的移転可能記録に代わることができる（第16N条）。
- ⑤ **外国の電子的移転可能記録の区別の禁止**：国境を越えた電子商取引を促進するために、国外で発行され、又は使用された電子的移転可能記録の区別の禁止について規定する。電子的移転可能記録は、シンガポール国外で発行され、又は使用されたという理由だけで、法的効果、有効性又は執行可能性を否定されない（第16P条）。